

平成 25 年 9 月 17 日（火曜日）

平成 24 年度決算審査特別委員会会議録

（第 1 日目）

平成24年度決算審査特別委員会会議録第1号

平成25年9月17日（火曜日）

出席議員（1名） 議長 後藤清喜君

出席委員（14名）

委員長	及川均君	
副委員長	鈴木春光君	
委員	千葉伸孝君	高橋兼次君
	佐藤宣明君	阿部建君
	山内昇一君	山内孝樹君
	星喜美男君	菅原辰雄君
	小山幸七君	大瀧りう子君
	三浦清人君	西條栄福君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	遠藤健治君
会計管理者兼出納室長	佐藤秀一君
総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
町民税務課長	佐藤和則君
保健福祉課長	最知明広君
環境対策課長	千葉晴敏君
産業振興課長	佐藤通君

産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋 一清 君
建設課長	三浦 孝 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
復興事業推進課長	及川 明 君
復興用地課長	佐藤 孝志 君
復興市街地整備課長	沼澤 広信 君
上下水道事業所長	三浦 源一郎 君
総合支所長 兼地域生活課長	佐藤 広志 君
総合支所町民福祉課長	菅原 みよし 君
公立志津川病院事務長	横山 孝明 君
総務課長補佐	三浦 浩 君
総務課上席主幹 兼財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤 達朗 君
教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

監査委員部局

代表監査委員	首藤 勝助 君
事務局長	阿部 敏克 君

選挙管理委員会部局

書記長	三浦 清隆 君
-----	---------

農業委員会部局

事務局長	高橋 一清 君
------	---------

事務局職員出席者

事務局長	阿部 敏克
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	三浦 勝美

午前11時30分 開会

○委員長（及川 均君） 定時になりましたので、ただいまから決算審査特別委員会を開会するに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

これより、平成24年度の南三陸町歳入歳出決算の審査に入るわけでございますけれども、皆様には防災関連事業で1,000億円を超えるような膨大な量であります。慎重な審議、さらにはスピード感を持った審議というものを冒頭にご協力をお願い申し上げます、一言挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席委員数は14人です。定足数に達しておりますので、これより平成24年度決算審査特別委員会を開催いたします。

これより、本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

初めに、委員の皆さんに特別委員会の進め方についてご確認をいただきます。特別委員会の進め方は、それぞれの会計ごとに細部説明を行い、その後質疑、討論、採決と進めてまいりたいと思います。

なお、質疑は一般会計については、歳入歳出別の款ごとに行い、その他の会計につきましては歳入歳出一括、収入支出一括で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川 均君） ご異議なしと認めます。よって、そのように取り進めることといたします。

それでは、認定第1号平成24年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

まず、最初に平成24年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の歳入の審査を行います。

平成24年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の歳入の細部説明を求めます。会計管理責任者。

○会計管理者兼出納室長（佐藤秀一君） それでは、私のほうから平成24年度一般会計歳入歳出決算の歳入について細部説明を申し上げます。

なお、歳出につきましては、各担当課長さんより説明することといたします。

一般会計歳入歳出の決算額は、さきに町長が説明したとおりであります。

総体的に、平成24年度の決算書の予算現額から見ても、先ほど委員長が申し上げていましたとおり1,000億円を超える規模となっております。平成23年度決算額の約3.4倍で、金額にして752億5,486万円の大幅な増額となっております。これは、震災復興関連の決算ということ

になっております。

それでは、昨年度との比較と主な収入済額、収入未済額についてご説明を申し上げたいと思います。

決算書の1ページ、2ページをお開きください。

歳入1款町税ですけれども、町税につきましては、昨年度は減収減免によるマイナスということで、昨年度はマイナス55.6%の決算をしておりますが、平成24年度においては全てプラス決算となっておりまして、また、収納率も滞納繰越分も含め、前年度より大幅な収入がなされていることを申し上げておきたいと思っております。

それでは、町税収入済額については、昨年度より142.1%の増となっております。不納欠損額についても平成23年度の約5.6倍ということで、不納欠損を進めているというふうな決算になっております。それから、町税の収入未済額ですけれども、これは昨年度より70.9%のマイナスということで、先ほど申し上げましたとおり収納率が大幅に上がっているため金額になっております。

それから、1項町税につきましてもプラス134.7%、2項の固定資産税につきましても37.7%の増、3項軽自動車税につきましても22.3%の増となっております。4項町たばこ税につきましても115.1%の増となっております。それから、5項の入湯税も190.3%の大幅な増というふうな決算をしております。

次に、2款地方譲与税ですけれども、これは昨年度より6.7%のマイナスということで、通常ベースの決算というふうに考えております。

次に、3款利子割交付金ですけれども、これも昨年度より11.8%のマイナスということで、これも通常ベースというふうな決算をしております。

4款配当割交付金につきましては、前年度、平成23年度と同額というふうな決算をしております。

5款株式等譲渡所得割交付金ですけれども、昨年度より16.5%の増ということで、これも通常ベースの決算をしております。

6款地方消費税交付金ですけれども、これは昨年度よりマイナス2.7%の決算となっております。

7款自動車取得税交付金ですけれども、これにつきましては昨年度より56.2%の増というふうな決算でございます。

8款地方特例交付金ですけれども、これはマイナス95.5%と大幅な減というふうな決算をし

てございます。

それから、9款地方交付税ですけれども、昨年度より27.6%の増というふうなことで決算をしてございます。

次のページ、3ページ、4ページをお願い申し上げます。

10款交通安全特別交付金については、昨年度よりマイナス1.7%ということで通常ベースの決算をしてございます。

それから、11款分担金及び負担金ということで、昨年度より約3.5倍の増というふうになってございます。この負担金については、保育所の保育料等が主な収入でございます。

なお、収入未済額が記述してございますけれども、これの細部につきましては、付表の11ページに詳しく表示してございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。また、この未収額の対策につきましても、町税等徴収確保対策会議のほうで検討してまいっております。

12款使用料及び手数料ですけれども、これは前年度より19.8%の増というふうになってございます。これは主に住宅使用料等の決算ということでございます。

13款国庫支出金でございませうけれども、これは平成23年度より約9.2倍というふうな大幅な決算をしてございます。これは、2項の国庫補助金で復興交付金が約612億3,000万円ほどプラスになった決算ということで、大幅な収入になってございます。

次に、14款県支出金でございませうけれども、これは国庫支出金とは反対に254.9%のマイナスということで、これにつきましては1項の県の負担金につきまして昨年度は災害救助費負担金がありましたけれども、約40億円ほど減になっているというふうなことで、県支出金については大幅な減というふうな決算をしてございます。

それから、15款財産収入ですけれども、昨年度の決算額と38.8%の増ということで決算をしてございます。

それから、16款寄附金ですけれども、これも昨年度より26.7%の増ということで決算をしてございます。

17款繰入金、これは昨年度より1.7倍の増ということで決算をしてございます。

次に、5ページ、6ページを、お開きをお願いしたいと思ひます。

17款の繰入金の中で、一番上にあります2項の基金繰入金、これは昨年度の約9.5倍ということで、復興交付金の繰り入れがされているというふうなことで大きく決算をしてございます。

それから、18款繰越金につきましては、去年の約4.9倍ということで決算をしてございま

す。これは平成23年度からの繰り越しというふうなことになってございます。

それから、19款諸収入ですけれども、マイナス45.9%ということで昨年度より少なくなっているございます。

それから、最後になりますが、20款町債ですけれども、これも昨年度より42.3%の減ということで、災害の起債等が減ったための決算というふうな形になってございます。

歳入合計ですけれども、昨年度より、先ほど申し上げましたように、734億5,000万円ほどプラスになりまして、約2.7倍の……。失礼しました。734億5,000万円ほどの収入増というふうな形で決算をしております。

以上で歳入についての細部説明を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（及川 均君） 会計管理者の細部説明が終わりましたので、これより歳入の質疑に入ります。質疑は、款ごとに区切って行います。質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、行ってください。

それでは、歳入に対する質疑に入ります。

初めに、1款町税、13ページから14ページまでの質疑を行います。三浦清人君。

○三浦清人委員 決算審査特別委員会であります。監査委員でありますから、この数字的なこと、あるいはそれに関係する決算に関係することについては控えさせていただきたいというふうに思いますし、東日本大震災特別委員会、今回は改めて開かないということで、先ほどやりましたのは議案第72号に限定した特別委員会でありますから、そのほかにつきましてはこの決算審査の中で発言してほしい旨を全員で申し合わせておりますので、質問、質疑をしたいというふうに思います。

それで、私がお聞きしたいのは、先般一般質問で1番議員、防災庁舎の解体について改めて町長の考え方を問いただしたわけですが、そのときも町長は「解体するのか、あるいは保存するかは、両方からのお話がある」ということで、「検討中である」と。「どちらにするか悩むのは普通の人なら当たり前」と、「判断はもう少し先になる」というようなお話であり、また「議会の判断は真摯に受けとめる」というお話でありました。もちろん、議会の全員による陳情につきましては採択すべきものということで、本会議において採択ということでその結果が出ているわけですが、そこで町長の考え方をお聞きするのは、両方を考えていると。要するに、解体するのか、保存するのかという両面からの考え方であると、今のところ。その際、保存するというようになった場合において、その保存費です。そういった費用というのは、国が持つのか、県が持つのか、町が持ち出しするのかです。その

保存費。それから、どれぐらい大体今のところ見込みを持っておるのかです。それと、被害地のこれ、何といいますか埋め立てとかいろいろありますね。10メートル、今、防潮堤の関係もあって。あの辺も10メートルぐらいの土盛りをする予定でいるわけですから、かさ上げですね。そうなった場合の、あの建物はどういうふうな形になるのか。両面から考えておられるんでしょうから、まずはその経費、どれぐらいかかって、どなたがその経費を持つのか。どなたといいますか、国なのか県なのか、補助金で来るのか、交付税算入になるのかです。その額というものは幾らぐらいかかるか。それから、そのまちづくりの計画にどういった形をとるのか。まずもってその辺をお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（及川 均君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、さまざまな課題等を含めましてご質問がございましたが、いずれにしましても判断の結論というのはそう先延ばしできないというふうに思っておりまして、来週には私が正式にその辺の判断をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（及川 均君） 三浦清人君。

○三浦清人委員 そうしますと、私が今申し上げていたことは全く考えていないということなのか。要するに、経費あるいはその手法です。保存するための手法とか経費、あるいはまちづくりの関係等は、それを考えた上での来週の判断なのかです。来週という、来週のいつになるのかわかりませんが、この会期中にという解釈なんですか。それとも、特別委員会の中での来週になるのか。それで、なぜ来週なのかです。きょうではだめなんですか。それは、来週になる根拠はどこなんですか。

○委員長（及川 均君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、いろいろご指摘ございましたけれども、基本的にはタイムリミットは今月中ということですので、今ご指摘がありました部分も含めて判断を来週にさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（及川 均君） 三浦清人君。

○三浦清人委員 委員ですので、ひとつよろしく申し上げます。個人ではありませんので、ここは一応委員でありますので。

そうすると、全てのことを考えながら来週判断すると。何ですか、解体するにしても、要するに10月いっぱい解体しなければこれ、予算も出てこないでしょうからね。自費で解体というわけにいかない。それも時間が多分来週中という判断なのかなという感じがするんですが、そうしますとやはり解体に向けて判断という解釈でよろしいですかね。そういうふうな

ことをはっきり聞きたいんですよ。きょうから来週までに判断というと、残すほうの判断なのか、解体の判断なのか、もう腹は決まっていると思うんですよ。腹というか、考え方。できればきょうあたりにやると、我々もう採択している議会としても非常に……、今後の進め方がやりやすいのかなと思うんですけどもね。

まだ悩む時期、ときなんですか。きょうは火曜日ですか。きょう火曜日だと、そうだね、水、木、金、土と、あと3日か4日なんですよ。その辺あたりで判断するということになれば、もう既にその考えはまとまっているのかなという感じがするんですけどもね。きょうは発言できないということですか。その辺しないと、我々議会としても今後の対応が変わってくるわけですよ。これから、きょうの午後から特別委員会もありますし、この件についての特別委員会……、特別委員会じゃない、議会運営委員会がありますので。できれば、きょう今の段階、午前中でその考え方を幾らかでも示していただければ非常に助かるんですけどもね。いかがでしょう。

○委員長（及川 均君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 繰り返して大変恐縮なんですけど、リミットとして9月いっぱいということでございますので、それまでにしっかりと判断をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（及川 均君） 三浦委員、どうぞ。

○三浦清人委員 この件につきましては、これまで再三にわたって私の質問、一般質問等でもやりましたし、そのときに町長は「解体する」と。ほかの議員の一般質問についても、以前は「解体する」と。「平成25年の10月までは解体する」という、はっきりと発言しております。その中で、その後いろいろと陳情書が出て、これまで、今日まで町長は「どうするかは検討中だ」というお話をなされてきました。その途中、町長というのはやはり考え方がぶれてはならないと。町長も「私はぶれていない」というようなお話を再三にわたって発言してきましたから、私は、来週はっきりと決断するに当たっては、その町長が申した「平成25年の10月までには解体する」と、その意志はぶれていないものというふうに私は思っております。そういった判断が下されることを期待して、質問を終わります。

○委員長（及川 均君） 次にございませんか。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 町税につきまして二、三ご質問したいと思います。

1点目は、収入未済額。先ほど、会計管理者の説明の中では収納率が大幅に上がったという説明でございますが、実際の数字を見ますと前年度が1億5,600万円ぐらいあったと。そうい

う部分が4,500万円強の収入未済額に、町税全体でなっておるということでございます。それで、付表をみますと、いわゆる納税相談を行って、滞納世帯の生活状況等に合わせた滞納事案の解決を図ったと。その結果、特に注目すべきだと思ふんですが、滞納額縮減率が73.8%というふうな数字になっておるということでございます。そこで、いわゆるどういう手法と
いうか形でこういうような数字になったのか、1点。

それから、2点目として、法人町民税。これも付表で申し上げますが、いわゆる震災前の平成20年度、21年度、グラフがございませけれども、比較した場合には相当の、倍以上の数字になっておるということでございます。恐らく私が思うには、復興関連企業、いわゆる分割法人の要ではなかるうかと思ふわけでございますが、その辺の内容的な説明。

それから、ちょっと気になったんですが、決算ですからあえて申し上げますけれども、軽自動車税の現年度分です。いわゆる調定対収入が三角で2万1,000円ほど出ております。これは、いわゆる調定外の収入が入っておるということはどういうことなのか。

その3点についてお伺いいたします。

○委員長（及川 均君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、3点についてお答えいたします。

滞納整理の手法というか、どういう状況だったのかというような部分ですが、平成24年度につきましても、平成23年度が震災で大きい影響を受けて通常の滞納整理の業務が行えなかったという部分が大きい要因の一つとはなっておりますが、被災者支援復興財源確保という観点から、町税全般の徴収業務について専門の職員を平成24年度4月から配置し、これに当たらせてというような背景がございませ。中心的には納税相談を、こちらの付表にも書いておりますが、とにかくご案内を申し上げて納税相談を繰り返し、自主納付という形で協力をいただいたというような内容になってございませ。それぞれの数値は付表、それから決算書に示すとおりでございませ。

それから、法人町民税の上昇についてですが、法人税の割合で法人税割が極端に伸びておりまして、約10倍に伸びたというような背景がございませ。ただし、震災の減免等も続いておりまして、年度をまたいだ減免等があつて、今年度も法人町民税の均等割等の減免等を行っている状況でありますので、そのままの数字が100%評価できるかというところちょっと微妙な部分もございませが、原因としては法人税割が伸びたというような内容でございませ。

それから、軽自動車税のマイナスの部分でございませが、これは大変申しわけないんですが、年度を越えて、年度をまたいで調定の減額処理をしたため還付に回る金額ということで

ございますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○委員長（及川 均君） ここで、昼食のための休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時10分 開議

○委員長（及川 均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

代表監査委員が着席しております。

認定第1号の議事を続けます。

佐藤宣明委員に発言の続きを許します。どうぞ。

○佐藤宣明委員 そうすると、収入未済額の解決については、納税相談で自主的な納税を促したと。さらには、それに当たる専門職員の配置をしたのだということのようでございますが、その専門職員というのは町の吏員を当てたのか、あるいは何というんですか、滞納整理機構、その辺の派遣か、あるいは県の派遣なのか。そういう状況を。

それから、私の経験ではいわゆる1億5,600万円あった滞納税額を4,500万円まで縮減するということは、私の経験則上並大抵のことではこういう結果が出ないという思いがあるわけでございますけれども、その納税相談で自主的にというわけでございますが、滞納者とのトラブルというわけではございませんが、円満に自主納付を促すことができたのかどうか、その辺伺います。

それから、法人町民税でございますが、税割が10倍になったと、伸びたという形でございますが、付表でもわかるとおり平成20年度、平成21年度。平成20年度が5,700万円ですか。平成21年度は4,800万円と。それで、平成24年度は1億円という数字になっておるわけでございます。それで法人数にしても、全体で、前年度は税割が25法人ですか。今回は117法人ということでございますが、そんなに税割納付の企業があるのかどうか。私が思うには、いわゆる震災復興絡みでいわゆる進出している企業が相当数あるんでしょうが、そのいわゆる分割法人の形での納付なのかなと思ったんですが、その辺の確認。

それから、軽自動車税の2万1,000円につきましては、要するに還付しなければいけない部分を還付しなかったということで、現在はこれは処理済みなんではないでしょうか。その辺、もう1回お願いします。

○委員長（及川 均君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） まず初めに、納税相談に当たる職員でございますが、2名先ほど配置したと申しましたが、1人は町の職員で、機構のほうに派遣しておいた職員を当てております。もう1名は県のほうから自治法派遣ということで、今年度で2年目になります。平成24年から徴収専門の担当ということで1名配置していただいております。その2名体制で当たったということでございます。

納税相談につきましては、1回で終わることなく何回も繰り返しというような形の中で、最終的にはご理解をいただいたと。自己の再建を進める上でも滞納というのは足かせになるという部分と、あと長期にわたるといろいろ大変になるというような部分も事細かにご説明申し上げた上で、理解を得たことと解釈しております。

それから、法人税の関係ですが、説明不足で大変申しわけありませんでしたが、課税件数はそう大きく動いておりません。平成24年度で317が……、289件が平成24年度では317件と数の上では減ってはおりません。ただし、減免等に該当する事業者数が相当あったということで、実際納付する事業所の数は限定されたということでございます。

ただ、先ほども申し上げたとおりですが、法人割の課税事業者が90あるんですが、その中で増加ということで町内に所在する事業所も含めてということで8,000万円ほど法人税割だけで収入がございます。ですので、全体の均等割と合わせて1億円ということになりますが、法人税割ではそこで8割を占めるような状況になったということでございます。

それから、軽自動車の2万1,000円ですが、既に還付処理済みということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（及川 均君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 ほとんど理解したわけでございますが、いわゆる滞納税の徴収でございますが、今後の再建もあると。さらには、長期にわたったら大変だよというふうなそういう形を促して納付に至ったということでございますが、大変、税を滞納するほうが悪いというか、少しあれなんですけれども、やはり震災直後のこういう状況でございますので、余り無理のないような徴収に当たっていただきたいというふうにお願いたします。

それから、そうすると法人税につきましては、いわゆる町内企業だけなんですか。そういう震災復興絡みで進出企業の絡みというのはないんでしょうかね。額がいわゆる先ほど何回も申し上げますけれども、平成20年度、平成21年度と比較した場合に、いわゆる額そのものが倍になっているわけですね、平常時よりも。その辺がどうなのかということをお伺いしたかったわけでございます。

3点目については了解いたしました。

○委員長（及川 均君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 法人税ですが……、ちょっとお待ちください。県外法人等も多数含まれているということでございます。

それから、納税相談につきましては、今後とも意を用いて公平性を確保しながら慎重に当たっていきたいと考えております。

○委員長（及川 均君） ほかに。阿部 建委員。

○阿部 建委員 前者と関連するわけですが、税の徴収、非常に徴収率がよいんだと。トラブルがなかったのかというような質問も出たわけですが、トラブルもないということですが。実は、私のところにも2件ほど、「徴収が厳しいんだ」と。「払っているのに、2度取られた」と。そういうようなことを言ってくる人もあるんですが。ということは、納税者が亡くなってしまって、その方は通帳から間違いなく今まで何十年と1回もおくれることなく支払ってきていると、通帳から。そんな中で、通帳から間違いなく支払っているはずだと。ところが、亡くなったから個人情報で何ぼ親子だつてだめなんです。通帳を見せることが銀行ではできない。そんなことでしょうがないから、払ったと。以上のことを聞いているんですけどもね。そういうことが事実あったのかどうか。そのように苦情がですよ、今同僚委員が質問したら、何か何かと聞けばやっぱりそういう無理な徴収方法があつて、それを言わんとしたのかなと思つていましたが、何か恐らくあつたんでしょう。恐らくね。その辺で、税は国民のこれ、義務ですので、払うのは当たり前ですけども、ただこういう災害の大災害の中で、大変な中で税を支払うわけですから、その辺はいただくべきことではあつても無理のないように。そして、今言ったような2度取りなど、こんなのがあつたら大変ですよ。そう言っているんですから、納税者が。ただこれ、根拠がないんですね。見せてもらえないから、通帳をね。そういうなには役場のほうでは、何も災害によって未納者とかそういう関係の書類は全然紛失することなく、そういうデータ、何か間違いなく入っていたのか。書類があるのか、全部。その辺がどうだったのかです、この大災害。全て役場が、流されているんですから。その中でそのような大枚なものがなかったのか。全てが確実に把握できたのかです。役場にあつたものは皆流されてもわかるんだという何かがあるのか。そういう、2点ほど私のほうでちょっと今思い出したから質問しているんです。そういう疑いはなかったのかどうか。その辺についてお伺いしたい。

○委員長（及川 均君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 1点目のご質問ですが、納税相談を何回も繰り返しというようなことですが、そのやりとりの中でいろいろなことが起きてくるということは多少あるかと思うんですが、最終的にはご理解をいただいて納税していただいたというふうに捉えてございます。

二重に云々という部分につきましては、2番目の質問の回答にもなるんですが、確かに震災当時100%納税の状況を保管できたかというか、捕捉できたかという、なかなか昨年度の決算でもご説明しているとおおり、不明金等の存在もございます。それで、震災直後から平成24年度全般にかけて、いろいろ督促やら催告やらという形で納税者に納税をお願いする際に個別に聞き取り等も行っております。それは納税相談の中でも行っておりますし、電話等、あとは証拠書類をお持ちになってお見えになる方もいらっしゃいます。そういった中で、少しずつ詰めながら現在に至っているというような状況でございます、完全にバックデータ、データがあったということではなくて、何日間かのブランクが確かにございました。その分は今言ったように、平成24年度でほぼ町民の皆様から聞き取りが終わって、解決の方向に向かっていこうというようなことで現在おるところでございます。

あと、トラブルということではございませんが、ご理解いただけなかった方々等についてはいろいろ差し押さえ等の処分をさせていただいたケースもございますので、一応申し添えさせていただきます。

○委員長（及川 均君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 2度取りという、そういう言葉を言っているんですよ。そして、「とにかく厳しいんだ」と、徴収が。もう、「言い訳も何も聞いたもんじゃない」と、とにかく。「すぐに差し押さえに入るとか、そのようなことを言われているんだ」という、そういう批判がそっちこちから出ているんですよ。課長がその辺どう把握しているかわかりませんが、役場のほうにもそういうミスがいろんなものがあるんですから。はっきりした、いただいたのか、いただかないのか、わけのわからないなにも個人に対するのがあるんでしょう、今の説明だと。全てがはっきりしているものではないような答弁ですから。そのような中でそういうものが出てきているんでしょう、町民から。それらはとにかく、「払わない」といったら、そんなのは聞かないというんですから、言い分を。「あんたは払わないんだから、今度払わなければ差し押さえしますよ」と、こう言われると。名前は言いませんよ。それこそ個人情報になりますから。恐らく、胸に、心にあるでしょう。税務課の方々は。私は作り事を言っているんでも何でもありませんからね。そういうことのないように、やはりこういう時

期ですので、町民いじめが行政の仕事ではありませんから、町民のサービスこそが行政の課せられた仕事ですので、今後の進め方、考え方、それらについて課長に伺いをしたいと思えます。

○委員長（及川 均君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 少し説明が足らなかった部分がございますが、震災の関連の不明となっている部分は、その前後の数日間でありまして、過去の滞納の履歴等につきましては全てデータが残っているような状況で、このような徴収業務に当たらせていただいているということでございます。

今後の取り組みでございますが、今委員ご指摘のとおりですが、とにかく現年度の徴収率を見ていただくとおりですが、99.数%の方々にはご理解を得て納税をしていただいているという現実がございますその公平性を、本当にきっちと今後とも納税相談等を繰り返しながら対話の中で対応をしていきたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○委員長（及川 均君） 次に、大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 町税です。先ほどの説明ですと、前年度は減免減少があつてマイナス55.6%だと。しかし、平成24年度は134.2%ですか、ということでふえていると、そういう説明でした。それで、ちょっとお聞きしたいのは、この付表の13ページに自主財源のところ町税8億2,000万円ほどがあるんですが、0.8%を占めています。これは震災前の平成22年ですか、平成23年度から比べてどういう値になっているのか。どの辺、普通になったのか、それとも回復したのか、それともまだまだそこまでいっていないのか、その辺を1点お聞きしたいと思います。

それから、不納欠損額なんですけど、これも未済額は大分減っていると、そういう監査報告もありましたけれども、不納欠損額についてはこれも震災前と比べてどういう状況になっているのかお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（及川 均君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、お答えいたします。

町税の0.8%、全体を占める割合ですが、何分、分母が極端に上下しておりますので、なかなか比較は難しいということでございます。町税全般としてどの程度所得が戻っているかというところ……、ちょっとお待ちください。震災前の平成23年度と比較しまして、課税できる所得で比較すると62%ほどまで回復しているとお見しております。

それから、不納欠損の関係ですが、震災前の平成22年度と比較しますと、今回3,300万円の不納欠損となっておりますが、震災前は3,200万円。同様に、町のほうでは収納対策室を組織して計画的にこういった調査、納税の緩和措置等を行っているというようなことで、震災前より若干はふえておりますが、そのような動向になっておるといふことでございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（及川 均君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 震災前から見るとまだ62%だと、回復が。ということは、大変厳しいなと、町民の生活の中で厳しいのではないかなと思ひて私は見ていました。見通しとして、平成25年度はどういう計算になっているのか。その辺も1点お聞きしたいなと思ひています。

それから、不納欠損についてですが、これも本当にいろいろ、今前者がお話ししたように納税したくてもなかなかできないという人たちがいて、この不納欠損の理由ですか、その理由はわかるんですが、どういうところになかなか不納欠損に持っていかななくてはならないのか、その辺は分析していろいろ考へているのでしょうか。その辺もう一度お願ひします。

○委員長（及川 均君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 課税の平成25年度の今後の状況といふことでございますが、震災前の町・県民税で比較しますと、震災前の賦課状況が2億8,000万円余だったんですが、それで平成23年度、平成24年度と落ち込んでおまして、平成25年度につきましては2億1,000万円、平成22年度と比較すると約7,000万円程度の差まで縮まってきておるといふような状況になってございます。

それから、欠損の進め方といふか状況の説明でございすが、内容的にはいろいろ預貯金や財産の調査をして財産なしとしたもの、それから生活困窮といふことで欠損されたもの、それから行方不明等で欠損したもの、それから執行停止していて時効が完成したといふもの等が内容としてございすが、今回震災関連でといふことで改めて財産調査を詳しくして、このような措置に至ったといふようなことでございす。よろしくお願ひいたします。

○委員長（及川 均君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 今、平成25年度は少し見通しがまた出てきたといふお話なんですが、果たしてこれが本当に今町民の生活を見ておるときに、きちっと納税できる人たちが何人になるかなと危惧されるおところがあります。

不納欠損額についても、これは本当に税務課ではきちっと調査しながら、これに当てはまる人たちが含めながらやっているんだと思ひんですが、やっぱりこれもふえてくるのではな

いかなという気が私はするんですよ、今後。その辺の見通しはどうなっていますでしょうか。前者の方たちもお話ししましたように、99.6%ですか、納税額、納税率。大変いい結果になってはいるんですが、果たして町民がきちっと納得しながら納税しているのかどうかということも含めて、私はやっぱり町民に寄り添った納税の仕方、徴収の仕方、それが必要でないかなと私は思うんですが、町民税務課長として今後のそういう取り組みをもう一度私にも聞かせてください。

○委員長（及川 均君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 先ほども申し上げましたが、専門の職員2名に当たらせているというようなことですが、この2名につきましては福祉制度、社会保障全般に精通した職員でございまして、県の職員に至ってはケースワーカー等の経験者でございまして。そういった福祉制度等とのどうしても納められないとかそういった部分で、そういった経験も生かしながら、適切なアドバイスをしながら納税に結びつけていければと考えておりますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

○委員長（及川 均君） ほかに。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 繰入金ですか、この部分でちょっと質問したいと思います。

今回繰入金、1.7倍というような形の……、いいんですね。済みません。失礼しました。

○委員長（及川 均君） ほかに。鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 私も二、三お願いしたいと思います。

一般質問でも固定資産税のことについてはお話ししたとおりでございますけれども、今回この決算額を見ますと相当の回収率、そして決算額ではこの町税を含めて黒字の報告がなされてあるわけでございますけれども、この徴収についてのことについて二、三まずお聞きしたいと思います。

ただいままで前者もお話ししましたがけれども、詳しくは、納税義務者からする考え方とちょっと余りにも強制的な面もあったかという点でございます。一つは、差し押さえの件数をまずもってどの程度あったのかお聞かせいただきたいと思います。どういう方法で差し押さえまで至ったのか。

それから、もう一つは3.11の震災で、つまりあれだけの大きな地震でそれほど、例えば損害が目に見えたものでなくしても、例えば内壁、外壁、あるいは桁やはり、それに狂いが生じている、剥がれている、まずそういった人たちにも同じに課税をしてきた。つまり、3年に1回の見直しにどういうところを審査、あるいは評価してきたのかどうか。この辺も従来の

課税率でそういうふうになっているやに聞いているので、その辺をひとつお願いしたいなど。

それから、なぜ私はこの、皆さん方が今までやらなかった固定資産税、あるいはその税率の問題等々を聞いてきたかという、一般質問でもお話ししましたがけれども、その地区によっては現況に至るまでの社会変動の中で、いかに経済的に容易でない、つまり財産を持っていてもその財産が金にかわるものではないと。つまり、山林にしても、田畑にしても、家屋にしても、これの見直しをその都度やっぴりやらなければならない。特に、今回の震災で業況が悪化している。地方経済の業況が悪化している。そういった面をよく調査評価する場合には念入りにやっぴりやっていただいて課税をしていただきたいなど、こんな思いを3点ばかり、この辺をどういうふうに関後税務課として、あるいは町としてやっていくかということをお尋ねしたいと思います。

○委員長（及川 均君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 差し押さえの件数ということでございましたので、お答えいたします。差し押さえの件数は全体で62件でございます。滞納額7,800万円に対して、取り立てというか差し押さえして回収させていただいた金額が2,700万円ということになってございます。

それから、3.11の固定資産への評価ですが、平成24年度が評価がえの年ということで、家屋の損壊等の状況に応じて減額しているというようなことでございますので、ご理解をさせていただきたい。それから、一部損壊等の損害につきましては、申告時にそういった経費の支出があった場合は、それらも雑損控除と同じように損失ということで申告の際に計算するというのもございます。

それから、固定資産の評価につきましては3年に1度が基本でございますが、毎年度時点修正ということで139地点等の評価ですね、常に適正な評価に努めるよう、価格の動向等も注視しているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（及川 均君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 差し押さえの件ですけれども、7,800万円滞納額があったものについて、差し押さえ、競売までいったのかどうかはわかりませんが、1,700万円しか回収にならなかったと。収納してもらった額がそれだけだったというふうなことなんですけれども、これはやっぱり納めなければ、誰も納めないという気持ちの人はいないんですよね。ところが、生活を最大限に切り詰めた中で、あるいは農家、農林業からすれば生活費も生み出せない中で納税ですから、これは大変だなというふうな思いがするわけでございます。だから、評価

のときは慎重にやっぱりやっていただきたいなど。

それから、現在は1回、2回滞納して督促が来た段階、督促の切符を発行するときに、すぐ差し押さえの文章も同時に郵送しているというような現実があるようでございますので、それが果たして本当に納税者に親切な納税方法を指導するやり方かなど。それが適正な法令等に準拠した回収の方法なのかなというふうな思いがするわけで、その町民、納税義務者の町民なり、あるいは農家農民の心情を酌んだ場合にはどういふふうにしていったらいいかということをやはり考えていただきたいなというふうに思います。かつて地域によっては過酷な年貢の徴収で暴動が起きたということが、志津川の歴史の中にあるわけですよ。そういうことのないように、特にこの震災に当たってはそういう住民を救うための心情を十分考慮した中で、この課税の徴収に当たっていただきたいなというふうに思います。

それから、平成24年度からの評価がえでございますけれども、この評価がえの率というのは一般質問で16.何がしに話がされましたね。これが本当ですか。そういうふうになっていますか。うそをつかないでくださいよ。私は質問の中で、「10年間の課税率の変動、基準はどこにあったんだ」という質問をしたわけですよ。そういうことを、課長は16……、1.6何がしだ、ちょっと今、……。この辺も教えながら、再度報告しながらやっていただきたいと思えます。

総じて、こういう税の取り立ては、幾ら納税義務といっても、ひとつ少し過酷な取り立ての方法をやっているのかなというふうな思いがするので、この以上3点をお聞きしたわけでございます。とにかく、差し押さえするに当たっても、いま少し懇切丁寧にその実情をよく把握した中でやっていただきたいなど。ただ違法だから、お前たちの財産は差し押さえでやっていくと言ったらば、身もふたもない取り立てになろうかとそういうふうに思いますので、そういうふうなことでなくして、ひとつやっていただきたいなというふうに思います。この辺はどうお考えですか。お聞きいたしたいというふうに思います。

○委員長（及川 均君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 議員ご質問の税率のことでございますが、これは課税する土地の価格に1.4%という標準税率を掛けるというようなご説明を申し上げたものでございまして、この税率についてはここしばらく変わっていない税率だということで私は捉えておりまして、そのような回答をさせていただきました。

それから、徴収に関しましては、今後とも公平公正な納税に努めるということで、必ずや住民の利益につながるものということで、意を用いて対応していきたいと考えておりますの

で、よろしくご理解お願いいたします。

○委員長（及川 均君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 ぜひ、そうしたことを相談いたしまして、もう少し柔軟姿勢をもって、ここの震災復興の期間だけでもそういうような形でひとつ、震災を……、震災でない、津波を受けない地域にあっても、精神的なその被害が大きいのでございますから、ぜひそうしたことでこの税の取り立てといたしますか考えていただければ、住民としても納得のいく納税の仕方があるのではないかなど。

それから、既に建物を建てている人等々には、やっぱり知らせる義務……、やっぱり余り大きくうちを建てますとこういうふうに税がかかりますよ、それは建物だけでなくして全ての税に反映するんですよ、ぐらいまで教えておかないと、また取ろう取ろうと思っていることになりますから。これは町としては自主財源の確保ですからそれは必要かもしれないけれども、税法にひとつのつとつたことでやっていただきたい。以上、終わります。

○委員長（及川 均君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、以上で1款町税についての質疑を終わります。

次に、2款地方譲与税から8款地方特例交付金まで、ページ数13ページから18ページまでの質疑を行います。質疑を願います。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、2款地方譲与税から8款地方特例交付金までの質疑を終わります。

次に、9款地方交付税、17ページ、18ページの質疑を行います。

質疑を願います。ございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、以上で9款地方交付税の質疑を終わります。

次に、10款交通安全対策特別交付金から12款使用料及び手数料まで、17ページから22ページまでの質疑を行います。

ございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、10款交通安全対策特別交付金から12款使用料及び手数料までの質疑を終わります。

次に、13款国庫支出金及び14款県支出金、21ページから34ページまでの質疑を行います。大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 27、28ページの県の補助金のところで、3目衛生費県補助金のところで伺います。保健衛生費補助金、1節、この中で自殺防止、自作対策緊急強化事業補助金がありま

す。これ、ちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

それから、その下段の子宮がん検診予防対策強化、これは付表を見ますといろいろ検診事項が書かれております。それに関連してちょっとお尋ねしたいのは、この予防対策費、検診の件数、これは順調にいつているのかどうかということが1点。

それから、これに関連しまして、平成25年かな、風疹予防接種がたしかあったと思うんですが、これが今どういう状況になっているのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（及川 均君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） お答えいたします。

それでは、まず1点目でございますが、自殺対策緊急強化事業の補助金でございますが、これにつきましては自殺予防というようなことの観点で、そういったカウンセラーなどを呼んでその対策の講習会、研修会等をやった分の事業費の補助金というふうなことで県のほうからいただいている、そういう事業でございます。

それから、2点目の子宮頸がんの予防対策強化事業につきましては、これは子宮頸がんの無料クーポンの配付をしております。対象者が572名というようなことで、その事業の補助金というようなことでございます。子宮頸がんの予防対策につきましては、昨年ですか、任意というようなことで事業を実施しておったんですが、今年度当初でございますか、副作用があったというようなことでその後うちのほうに通知がございまして、いわゆる「本人の同意のもとに実施をしてください」というようなことの通知が県の関係対策課のほうから入っております。ですから、それにつきましてはあくまで従来任意だったのが、実際悉皆のほうに移行する時点でそういう副作用が出てきたというようなことなので、慎重に対処しなければならないというようなことで、うちのほうでも実際その受診する方につきましては意向を完全に確認して、そういったことがないようにというようなことで一応予防していると、そういうような状況で、その割にはやはり件数的には伸びていないというふうに把握しております。

それから、風疹の予防について今ちょっと手元に資料がないものですから、後で後刻お答えしたいと思います。

○委員長（及川 均君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 自殺対策予防ということで、カウンセラーなんかをお呼びしながら県も活動しているというお話なんです、実際問題として当町においてどういう実態になっているのか、自殺者がふえているのか減っているのか、ちょっとその辺はこういう言い方をしてちょ

っと申しわけないんですけれども、こういう言い方をするのはちょっとおかしいと思うんですが、私も。そういう、本当に対策がうまくいって、自殺者を少なくするというのがこれ、目的だと思うので、その辺のやり方というかそれを町としてどういう、もっと積極的にやっているのかどうかということをちょっと1点聞きたいと思います。

それから、子宮頸がんのことなんですが、今課長もおっしゃいましたように、大変ちょっとせつかくいい予防だなと思いつつながら、予防のほうに力が入っているんだなと思っていたんですが、そういう副作用、これはでもまだはつきりしないんですよ。しないので、確認しながら注射すると、そういうふうになつていっていると思うんですが、しかしこれもきちつとやっぱり医学的に科学的に証明しながら、これも進めていかななくてはならないんじゃないかなと私は思います。それで、そういう点ではもっと同意を求めるといふか、同意、啓発活動といふか啓蒙活動といふかそういうものをやっぱり町としても進めていく必要があるんじゃないかなと私は思うんですが、ことし、今年度はどういうふうなやり方を予定しているのか、その辺をお願いします。

それから、先ほどお尋ねしました風疹、後でいいんですが、これも非常に今年度は随分流行しましたので、妊婦さんは大変心配しながらいたわけですよ。ですから、そういう点で町としての取り組みはどうなっているのか、その辺をもう一度お聞きしたいと思います。

○委員長（及川 均君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） まず、自殺対策の関係でございますが、多分従来はこういった事業そのものはなかったと。被災によりまして、いわゆる自殺が増加傾向にあるというようなことも含めて、そういう事業が新たに出て、そういう自殺予防に対して被災地として備えるというような意味もありまして、この事業が創設されたというようなことでございます。

ただ、現実的には被災前から宮城県内で自殺者は、南三陸町は率にいたしますと上位にあるというような話は聞いておりました。それで、実際に被災後どうなのかというようなことでございますが、実際のその率等は細かくは調べていないんですが、皆無ではございません。うちのほうでも、被災によりそういったことがふえないようにというようなことで、こういう事業を、啓発活動を行いまして、増加に備える、増加はないようにというようなことの対策でございますので、ご理解をしていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、子宮頸がんにつきましては、実際は去年たしか議員さんから質問があったと思うんですが、その時点では確かに任意でございました。その後、平成25年当初にいわゆる任意ではなくて悉皆といえますか、その対象人数は皆さん受けてくださいというような状況に

変わるというような通知があった後に、副反応の話が出てきて、率にすればわずか0.何%だそうでございます。ところが、実際にその副反応があっという間になくなってしまった方もいるというようなことがございまして、慎重に対処しなければならないというような、それに合わせたような形で国のほうからの通知もございましたので、うちのほうといたしましてはやはり本人の同意をちゃんと確認をして、その上で予防接種をしていただくというのが一番いいんだろうなというふうに考えておりますので、これにつきましてはその副反応のことも詳細に説明をさせていただいて、その上で同意をいただいて予防接種をするというのがやはり一番ベターなのかなというふうに考えておりますので、その説明責任に関しましてはもちろん医師会のほうにも全部通知は行っていると思いますので、その辺も含めて今後啓蒙活動をしてまいりたいと、そういうふうに考えております。

それから、風疹につきましては、昨年度いわゆる胎児のほうに影響があるというようなことで、昨年度に予防接種のほう、うちのほうでも制度化いたしました。それにつきましては、やはり今後も啓蒙活動が一番大切だと思うんですが、積極的に妊婦の方々、あるいはその関連する旦那さんのほうですね、そちらも含めてそういう予防接種をしていくということについては広報等を通じて啓蒙活動をしてまいりたいと、そういうふうに考えております。

○委員長（及川 均君） 大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 県内でも自殺者の率は上のほうだということで、ちょっと今私もショックを受けています。本当に被災して大変な状況の中で今生活しているわけですが、これは本当にもう急いで積極的にいろいろ対策を練っていかなければならない問題ではないかなと私は思います。ぜひ、それに力を入れてほしいと思います。

それから、子宮頸がん。これはやっぱり本当に予防で効果があるということで、大変国でも進めていたものなんですけど、ちょっと残念だなと思っております。ただ、医学的にはまだ本当にそれが副作用だというようなことも出ていませんので、ぜひ医師会なんかの先生方との協議をしながら進めてほしいなと思うのが私の気持ちです。

それから、風疹なんですけど、これも非常に社会的に問題になりまして、全国的にも風疹予防ということで、当町でも助成しながらやっていた経緯があるんですけど、これはそうすると引き続き風疹に対しては助成しながら、引き続きやるということなのかどうか、その辺もう一度お願いします。

○委員長（及川 均君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） じゃあ、3点目だけでよろしいでしょうか。

風疹につきましては、いわゆるその年代が、風疹の予防接種を受けていない方の年代が決まっております。ですから、その後いわゆる任意ではなくて通常のいわゆる予防接種ができる状態になった方については対象から外れますので、基本的に絶対数は減っていくと。それで、その対象の人数の方が手元に今その数字はないんですが、何人ほど残っているのかも含めて、あるいはその旦那さんに当たる方、その方々につきましては継続してやっていきたいと、そういうふうを考えております。

○委員長（及川 均君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、13款国庫支出金及び14款県支出金の質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時20分といたします。

午後2時05分 休憩

午後2時20分 開議

○委員長（及川 均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第1号の議事を続けます。

歳入、15款財産収入から20款町債まで、33ページから46ページまでの質疑を行います。大瀧りう子委員。

○大瀧りう子委員 1点だけ伺います。

39ページ、40ページのところの延滞金加算金及び過料というところで、滞納金です。延滞金ですか、1節。これは先ほどから滞納とかいろいろ、差し押さえとか出てきておるのですが、これは税全部に係るものなのかどうかということが1つと、それから延滞金、これは件数としてはどれぐらいあるのか。その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（及川 均君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） これは税に係るものでございます。

件数ですが、……。件数は500件を超える数字ですが、実人員としては百数名ということになっています。失礼しました、600件弱でございます。

○委員長（及川 均君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 なんかちょっと今、説明がよくわからないんですけれども、何ですか。500件を、600件を超える、そして実数は違うと。何かちょっとその辺がよくわからないんですが、それからもう1点、延滞金。これはたしかちょっと掛金というか14.何%だったような気がするんですが、今度変わりましたよね。その辺も含めて本当にこれ、サラ金より高いとい

う不評もありますので、その辺はどういうようなところ。はっきりちょっともう一度お願いします。

○委員長（及川 均君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 済みませんでした。件数は今言った600件弱ということでございまして、14.6%で計算した延滞税でございます。

今後の税率ですが、税率は平成26年1月1日から変更になるということでございます。済みません、率ですね。9.3%だと記憶しておりました。失礼しました。

○委員長（及川 均君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 600件弱ということで、この金額がちょっと多分これ全部ではないと思うんですけども、ここに載せてあるのがね。延滞金の件数から見ると違うような気がしますけれども、その辺をもう一度と、それから平成26年1月から9.3%ですか。まだ14.6%の延滞金がかかるわけですよ。非常に本当にさっき私ちょっと言ったんですが、銀行から借りたほうが率が安いから、銀行から借りて延滞金を払ったほうがいいんじゃないかという、そういう指導もあったと聞いているんですよ。事実かどうかということをお願いしたいと思います。もし、そんなことがあったら大変なことになりますので、平成26年1月まで9.3%、待ってられないというような気もしますので、その辺の考え方を何とかならないのかなという気持ちでおります。もう一度お願いします。

○委員長（及川 均君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 税法の改正でございますので、平成26年1月1日ということで……はい、ありました。9.3%になるということでございます。

それから、延滞金の件数ですが、済みません。全税目を含めてということで大変失礼しました。そのような内容になっております。（「銀行から借りたほうがいいんじゃないかという件」の声あり）済みません。もう1点、大切なことがありましたが、そういったことはございません。

○委員長（及川 均君） 大瀧委員。

○大瀧りう子委員 そういうことというのは、指導しなかったということですか。何かそういうことを聞いたと言われて、わざわざ銀行からお金を借りてこの延滞金を払ったという事例もありますので。本当に、町民の方たちは税金を納めなければならないという気持ちはわかるんですが、なかなか生活が大変で納められないという人たちも随分いるんですよ。そういうのを先ほど差し押さえの話から、それから納税の滞納者に対して納税相談なんかも含めて課

長からいろいろお話聞きましたけれども、これも含めて本当に、何ていうんですかね、町民に添った指導をやっぱりしていくべきではないかなと私は思います。終わります。

○委員長（及川 均君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので……。阿部建委員。

○阿部 建委員 34ページの財産売り払い収入。その一番下、水産物売り払い収入に関連いたしまして伺いをしますが、これはあくまで関連です。何か、ことはサケが放流直前に全滅したということを知っているんですけども、間違いはないのかどうか。あした放流する前の日に全滅したと、本当なのかどうか。それは大変なことだと思って。それが1点。

それから、利子の関係。今度は上に上がって、上下ちぐはぐですけども。役場庁舎の建設金利子が3万6,000円ほどあります。今度役場を移して建設するということですけども、一体幾ら今役場の新築の建設の基金が積まれているのか。そして、これを今後どういうふうに使おうとするのか。新庁舎のためにはこれは全部補助で来るんですから、扱わなくてもいいのかなと考えをしたので、どんな考えを持っているのかです。

それから、復興交付金の利子が59万5,000円ということですが、現在幾ら積み立てになっているのか。現在ですよ。

それから、36ページの収入と寄付の関係。これも関連になると思いますが、震災復興推進室の寄付金。現在は幾らになっていて、この寄付金をどのように使おうとするのか、処理しようとするのか。現在は幾らになっているのか。町々によってその義援金、こういう寄附金の使い方があるようですけども、本町では何にどのように使おうとするのかです。

それから……。そんなところでもって、ご答弁をお願いします。

○委員長（及川 均君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） まず、財産売り払い収入のサケ稚魚の関係でございますが、委員が今おっしゃいましたように全滅ということではなくて、実は幾らかでも多く放流しようと思ひまして、そういう観点から稚魚が足りないとかそのほかのところから購入した部分がございます。具体的には内陸部のほうから20万尾ほどを購入しようということを買ってきました。それで、1週間ほど私どものほうの池になじませて、それから放流もしくは海中飼育に出そうと、こう考えておりました。

ところが、あすあさってに放流の時期を迎えたそのやさきに、私どもに売ってよこしたところの池のほうで病気が発生したという事実がございました。その観点から、私どもで買ってきたその稚魚にも病気がついているのではなかろうかと、そういう懸念がございまして調査

いたしましたらば、確かにその傾向があると。そういうことで、先ほど申しました20万尾ちょっとなんですけれども、それとその隣に私どもの川でとった稚魚も30万尾ほど飼育しておりましたが、どちらも伝染性の病気なものですからそれをそのまま放流するわけにはいかないということで、これは宮城県の指導もありまして、その合わせて50万尾ほどを焼却処分したという、そういうような事実がございました。いえ、残り全体で、約350万尾ほど飼っておったんですが、そのうちの320万尾ほどは既に放流しておりました。その分は病気はついておりませんで、ほかから購入した分にその病気がついていいる可能性というか、危険性がありましたので、その部分とそれから放流に残しておった最後の部分です。その部分合わせて50万尾ほどを焼却処分したという、そういうことがございました。

○委員長（及川 均君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） それでは、2点目、3点目、4点目、それぞれの基金の残高、それから使途の予定などについてお答えさせていただきます。

付表をお開きいただきたいと思います。

1点目、庁舎基金でございますが、付表の3ページ（6）番、一番上段になりますが、よろしいでしょうか。付表3ページ、（6）番、一番最上段に役場庁舎建設基金という表がございます。この真ん中辺に平成24年度末現在高という数字で4億8,000万円と書いてございます。これの使い方ということでございますが、過日の総合支所の建設のお話も申し上げましたとおり、本庁、それから歌津支所、その他公共施設そういったものも含めてどういう規模、それからどのような機能を持たせるかということを含めながら、全体的な庁舎の建設の財源を確定していきたいということでございます。

それから、国の交付金関係の現在高でございますが、同じく付表の4ページをお開きいただきまして、（13）番復興交付金基金ということで、これも左から4升目に平成24年度末現在高614億5,000万円ほどとなっております。これは、防集あるいは災害公営などを含めた基幹事業、そういったものに全部今後振り分けられていくということになります。

それから、寄附金のほうでございますが、寄附金は同じページになりますが、（15）番震災復興基金、こちらに平成24年度末現在高で1億3,300万円ほどでございます。これにつきましては、今後基金のほうも実は総額で3億円ぐらいになりましたので、（「現在の」の声あり）現在の残高が、ですから1億……（「末でない。現在の」の声あり）累計ですか。累計ですね。済みません、一桁間違っておりました。13億3,300万円でございます。（「結局、25年の9月末の」の声あり）平成25年度ですね。（「年度末はわかっているから」の声あり）

り) 寄附金だけの分であれば、8月末現在の数字なんですけれども、2,100万円ほど頂戴しております。(「年合計」の声あり)今の2,100万円といいますのは、復興寄附金の平成25年度分の途中の経過ということでございます。

○委員長(及川 均君) 阿部 建委員。

○阿部 建委員 サケの稚魚、50万尾。電気がとまって死んでしまったんだというふうな、私は方々から聞いているんですよ。電気がとまって。それでは、電気がとまったんじゃなくて、病気のものを買ってきたんだ。病気になったサケを買ってきたんですか、20万尾。買ってきてもたら病気がついていたというんだからね。病気のついていた稚魚を買ってきたんですかと聞いているんですよ。なぜそういうことを、検査しないで。重要な問題ですよ。検査も何もしないで、ぼいっと買ってきたんですか。そのあがりには伝染させた、30万尾。50万尾。これは大変なことなんです。これを放さないで帰ってこないんですから、4年後に。それで、他は放流したんだと。他に一体何百、今300匹とかと言ったんですけれども、何かそれは私の聞いた数字と違うんですけれどもね。もう一回はっきりと。

病気のついた稚魚を買ってくるなんていうことはちょっと考えられませんよ。そういうことを完全に調べた上で購入すべきじゃないですか。これは誰の責任、一体。誰が買ってくるのか。そう思いませんか。幾らですか、金額は。帰ってこないんだから、この稚魚50万尾は。しかも、検査をしないで買ってきたがために病気の稚魚を買ってきて、しかもこっちの健康な稚魚にまでそれがうつったということで30万尾。50万尾捨てたんだということですが、これを捨てましたとして、しゃあしゃあとしていれるのかそこら辺、そこら辺です、問題は。

それから、なぜ私は寄附金について伺いたかという寄附金、県下で、これはきのうだかの新聞だ。新聞にいろいろなこの寄附金の使い方が挙がっているんですよ。南三陸町の積み立て、あとは個人に、被災した皆さんに配付しているまちもあるんですよ、十何町村。それで、この新聞には南三陸町は12億円だというようなんですが、数字は違っているんでしょう、時期もあるから。それはいいんですけれども、こういうのはやはり震災の方々に支援だの支援金として差し上げたらいかがですか。私はそういうふうに思います。ということは、奥尻町、大震災で壊滅的な被害を受けたと。これは個人の方々がうちを建てるのに間に合うぐらい全国から寄附金が集まったんですから。当時で約800万円ぐらい。それを全部個人に分配したんです。そして、今回、余計なことなんですけれども、今回の災害によって計画している堤防、それらはこの奥尻町と同じような理屈の防潮堤がつくられてくると。理想的だと思いましたよ。歩いて上がって、簡単に堤防の上に上がれますから。そういうような中

で、余り公共事業がいっぱいあり過ぎて、業者がいっぱい入ってきて、そしてその町長さんは業者から影っこでいただいてしまったからというような収賄で捕まって、ブタ箱というのはどうか、語弊ではありますが、あとは町長をやめたと。退職してしまったと。今は出たか入ったかわかりませんが。そういう町がありました。余計なことですけれども、私はこの支援金は大変苦労している被災者の皆さんに差し上げたほうがいいなど、そういうふうに思います。

それから、役場庁舎の基金。何もためておいたって利子は大したことないんだから、どんどん物価が上がっていきますから、やはりこういうのももう少し何かいい方法に。いただいた金額で平米、災害復旧庁舎分、1平米幾らかかりますか。幾らですか、1平米。三十何万円の復旧費が出るんですよ。坪100万円から出る。庁舎がね。これで足りないから、これをまだとっておくと思う。こういうことは、何か別に有効に活用したほうがいいのかなと思います。そういう考えがあるのかなのか。余計なくらいに復旧費が出るんですから。

あと、災害……。そんなところですが、もう一回ご答弁を願います。

○委員長（及川 均君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） サケ稚魚の関係ですけれども、委員がもちろんご存じのとおり停電とかでポンプがとまってしまうともちろんその魚はだめになってしまうんですが、今回の事故はそのポンプがとまったとかではなくて、今稚魚が少ないものですから、それでいろいろと手を回して、県のさけます増殖協会のほうからいろいろと紹介してもらって、実は今まで取引のなかったところから、内陸のほうから買って来たんです。そして、むけてその肺のうがなくなった状態の小さいのを買ってくるんですが、それで1週間から10日ぐらいこちらの池で少し育てて、それから海中飼育だとか放流をしようとしていたやさきなんですけれども、そちらのほうで病気が発生したという情報が入りまして、それでこちらのほうにも県の試験場だとかも同じことがあるんじゃないかということで、その稚魚に。それで、調べてみましたらば、その危険性があるという判断だったものですから、その買って来た稚魚そのものは全て放流するわけにはいかないですし、伝染性のもんですから。それから、私どものほうで池が何本かあるんですが、その隣り合った池にももしかするとそのウイルスが感染しないとも限らないものですから、まだ放流を残しておりました30万尾ほどあったんですけれども、それと合わせて50万尾ほどを処分しなければならなかったと、こういうような状態でございます。

全体で放流したのは320万尾ほどは既に放流してしまったんですが、もっと放流しようと思

ってやったやさきがそういうような状態だったもので、本当に悔やんでも悔やみ切れないような状態だったんですが、委員の言われるように「何で病気のものを買ってきたんだ」と言われると、何とも返す言葉もないんですけれども、結果的にそういうような状態になってしまいました。よほど気をつけながらとは思ってはおりますけれども、そういうような状態でした。

○委員長（及川 均君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 寄附金の今後の使い方ということでございますけれども、ご存じのとおり寄附を頂戴する場合には、幾つかその使途の要件ということで、こういう目的に使っていただきたいというようなことでお預かり、頂戴しております。個人にその寄附金なりいろいろなそのお金をこれからも分配をするというようなまちもあるかもしれませんし、またお金を分配するのではなくて復興事業、あるいは生活再建そのものに使うという、いろいろなまちの考え方があると思います。支援を上乗せできるという部分につきましては、自治体ごとにそれはそれなりの考え方があると思います。

当町としては、この寄附につきましては、それぞれたくさんの方の寄附者のご意向に沿って復興事業に使っていきたく、こう考えております。

○委員長（及川 均君） 阿部委員。

○阿部 建委員 サケについては、正直なところの答弁だろうと思いますが。

ところで、そういうものに対してお金はどうしたのかなど。向こうで病気があったということがわかって、そしてしかも30万尾、こんな何でもないうちのほうの優秀なサケまで捨てたわけですから。それはお金、もらってきたんじゃないでしょうか。その補償はどうなったのか。いただく必要がありますよ、こっちの30万尾分まで。私はそう思います。個人対個人なら、これはもう大変な騒ぎになるんですよ。それはいただくべきだと思いますが、いただいたのか、これからいただくとするのか、議会で質問がなければ黙っていようと思ったのか、その辺がわかりませんが、今後どうするのか。あとは基準はそれは町の考え方ですから。それは、それ以上あとは質問を続けません。もう一回。稚魚代金だけじゃないんです。帰ってこないんですから、その分、帰ってね。そこら辺の大きな問題があるわけです。それはご答弁願います。

○委員長（及川 均君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） サケの稚魚は、1尾放流すると約1円57銭私どものほうが売ったということになるんですけれども、この買って来た分と私どものほうで持っておりました

30万尾と合わせて約50万尾、その分は補償していただきました。補償をいただきました。

ただ、余りにも相手方に余り強く言うと、向こうのほうで恐縮しながらおわびされたので、それはそれとして、今後まるっきりつき合いがなくなるかどうかもありましたので、その辺のところは補償してもらいましたので、それ以上は余り強くは言っておりませんが、そういうことでしていただいたことは確かです。ただ、作業は無駄足に終わってしまったということは後々まで残りました。（「聞かれなければ答えていないのか」の声あり）いや、聞かれなければそれは……。そうではないですけども、なかなかこのところの仕組みが複雑なところがありますので。

○委員長（及川 均君） 企画課長はいいのか。いいのか。よし。

次にございませんか。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 私も前者にちょっと関連するんですが、基金について。付表を見ますとこの基金の積み立て、いろんな形でいろんなところへいろんな額が積み立てられておるわけですが、中でも預け先、預入先ですか、これを見ますと七十七銀行というのが圧倒的に多い。さらに、生産団体等も名を連ねているわけですが、この預け入れる何といひますか、考え方です。まず、考え方からお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（及川 均君） 会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（佐藤秀一君） 基金につきましては、前々から取引がございますので、それを継続してのということではしております。今、委員さんが言いましたように7番が圧倒的に多いのではないかとということですけども、南三陸町の指定金融機関ということでメインになっておりますので、七十七銀行が金額が少し大きくなっているというふうにご了承お願いしたいと思います。

○委員長（及川 均君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 実は、なぜこういうことを聞くかといいますと、大変余り大きいことではないんですが、この生産団体、農協さん、漁協さん入っているわけですが、農協さんはここ一帯本所が南三陸ということで志津川にあるわけですが、この県漁協について支所が2つあるわけです。取扱先であります。実はこの内容をこの県漁協でやっている信用事業、扱い高によって手数料が入るといような仕組みになっているわけです。ですから、大変今県漁協でも、信用事業部門は大変苦慮をするといつか大変厳しいところにあるわけですが、当支所の2支所あるわけですので、これに公平に預けてもらえれば幸いなのかなと、そういう感じもするわけです。ここにある中では、16億円というような預け入れも

あるわけですが、偏っているのかなど。できれば、双方、漁民のために、組合員のために、公平に預け入れをお願いしたいなど、そういうことです。

○委員長（及川 均君） よろしいですか。

ほかにございませんか。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 私も前者に続いて35ページの17款の繰入金、この部分の2項の繰入金の中で6目復興交付金の基金繰り入れがあるんですが、……

○委員長（及川 均君） 千葉委員、マイクを。

○千葉伸孝委員 もう1回言います。済みません。

繰入金の部分です。そして、37ページの6目の復興交付金基金繰り入れがあります。この総額が約34億8,000万円あります。このお金というのは、結局復興交付金の事業として国のほうから交付金をいただいて、その事業が消化されなかった部分をこういった基金ということで積み立てるんでしょうか。ちょっと根本的なことなんですけれども、この辺教えてください。

あと、18款の繰越金ですか。この部分の繰越金の内訳に、38ページに繰越金16億円、これがありますが、これは今までの累計の額なのか、この辺。

あと、この部分の明許繰越が4億円と、あと事故繰越が1,000万円ぐらいあるんですが、これは平成24年度末の事故繰越と明許繰越だとは思いますが、この辺、この部分の繰越分の額というのは全部平成25年度の事業の中で消化しているのか、それともまだ繰り越し、2つとも事業としてまだ終わっていないのか。この辺、お聞かせください。

○委員長（及川 均君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 38ページ、6目の交付金ですけれども、34億7,800万円ほど。これは国からの交付金という内容でございますけれども、これは第1次、第2次、第3次というふうに段階を経て国と交付金のヒアリングを行いまして、その年度ごとについてきたお金をずっと積み増しをしていって、それでその事業ごとに基金からおろして、その事業の科目に歳出予算として入れて執行していくと、そういうことになりますので、大枠的には事業が完了した後々ごとに精算をすると、そういう流れでよろしいかと思えます。

○委員長（及川 均君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 繰越金に関するご質問でございますけれども、備考欄に3つほど計上してございます。繰越金16億円でございます。これはまさしく純繰越金でございますので、平成24年度決算に基づいて残ったお金という形でございます。

それと、あと明許繰越と事故繰越は、これは平成23年度から繰越財源として送られた財源でございます。詳しく申し上げますと、明許繰越は11の事業を平成23年度から平成24年度に繰り越しました。その部分の財源として4億6,300万円ほど財源をくっつけて事業費を繰り越したと。それで、事故繰越も同様でございましたけれども、これは事業が1件でございます。入谷小学校のプール事業が完成しなかったということで1,000万円ほど、この同額の事業費でございますけれども繰り越して、平成24年度に完成しています。

ただ、この明許繰越で11事業を繰り越してございますけれども、ことしの6月の定例会で事故繰越の計算書も報告いたしました。これはまさしくこの事業に含まれている部分の事故繰越ということで、平成23年度事業ですから平成25年度に送った分がございます。これは今年度中にしっかり対応できるように、今進めているところでございます。

○委員長（及川 均君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 繰り越しの意味がわかりました。そして、入谷のプール、これは事故繰越ということで、また越さないように結局年度内で平成23年度事業を片づけたと。そして、今この明許繰越の部分も平成23年度の方で、今年度中には全部終わると。そういった形でできればお願いしたいと思います。

あと、この復興交付金の基金なんですけど、今の課長の説明ですと、事業に当たって国のほうから事業申請してそのお金が町のほうに入ったんだけど、事業が順調にいかない部分、それを基金として積み立てて、その事業の入札とかいろんなもろもろがあると思うんですけど、それが決定した時点でこの予算を使っていくんだというような形の説明でいいのかなというふうに思いますが、この復興交付金をこういった基金として積み立てているということは、復興の進捗が遅いということにつながってはいないのか。その辺だけお聞かせください。

○委員長（及川 均君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 先ほど4番委員さんのほうからも総額で幾らというふうなお尋ねがございました。国の交付金につきましては、610億円ぐらい今現在基金造成がなされております。これを防集とか災害公営、あるいは津波復興拠点整備事業などに取り崩しをして毎年毎年使っていくということになります。事業によっては平成25年分、あるいは平成26年度の事業分を前倒しでもらっているお金もあるために、このように600億円という高額な基金の額になっているわけです。したがって、総額に占める執行額、現金ベースで幾ら使ったのかということになりますと、恐らく2%、3%、4%ぐらいの執行率になるのかなと思うん

ですが、それがすなわち数字上で全体の復興がおくれていると、復興の遅延になっているということではございません。あくまで先々の分まで前倒しでしっかりもらっていると、言い換えれば来年、再来年の事業費もしっかり担保されているということになりますので、そこはご安心いただきたいと思います。

○委員長（及川 均君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 平成24年度決算で100億円というような、1,000億円ですか、そういった価格になって、そのうちの復興に当たる資金的なものが、今後も継続して国のほうから来ると思うんですけども、6,000万円、600億円ですか。そういった金があるという中で繰り越しということはすごく私は気になったので、その比率は2%とかそういった感じでは説明していますが、やっぱり前倒しでどんどん事業ができるならば、どんどん予算というものを確定して、平成25年度事業、平成26年度事業であっても、前倒しで予算をうまく使っていく方法を考えていくことが早期の復興につながると思いますので、そういった事業展開の取り組み、その辺も行政のほうにできれば前倒しで進めるような形でお願いしたいと思います。終わります。

○委員長（及川 均君） ほかにありませんか。三浦清人委員。

○三浦清人委員 前者、サケの稚魚死滅、きょう初めてわかって、監査のときもわかっていれば質問しないんですけどもね。これ、副町長、町長、わかっていたんですか、この件。町長、副町長わかってやったんですか。報告受けてたわけね。それで、その補償金をもらいましたよね、補償金。50万尾分。その金額はどのような処理をしたんですか。出したのは、さけます増殖組合かなんかが事業代を出したんだと思うんです。町が補助金か何か出しているのかな。町は出していなかったかな、これ。その中で、町は一切関係ないのか。お金に関しては、その辺、どのような処理の仕方。

○委員長（及川 均君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 余り胸を張って言える事柄じゃなかったものですから、監査のときとかは余り言わないんですけども、これはお見込みのとおり町の一般財源とかを使っているわけではなくて、さけます増殖協会のほうでやっているものですから、この決算書にはあらわれてこないという、そういうような仕組みになってございます。

○委員長（及川 均君） 三浦委員。

○三浦清人委員 多分そうだと思うんです。協会というんですか、さけます増殖組合なのか協会なのか。それに対して、我が町では補助金は出していますよね。町でその組合か何かに補助

金を出していなかったですか。たしか出ていると思うんですけども。そうすると、そのお金はその組合でその補償金は組合で持っているというか、その50万尾の補償金。補償してもらったんでしょうから。町には来なくてもいいんですけどもね。その組合でそれは残ったということになりますよね。わかりました、その件は。

直接一般会計云々ではないということで、その稚魚費は稚魚費として町では出していないということで決算書には出てこないということはわかるんですけども、やっぱりこういうことというのは町の関係あることですから、やっぱり胸を張らなくてもいいから、肩身の狭い思いをしながらでもやっぱり報告してもらえば。私の立場としても言うんですが、今初めて聞いて、監査委員も知らなかったなんて、これも立場がないんです。報告するまでもなかったのかなという判断でしょうけれども、やはり町にもいろんな面でかかわりを持っているので、やっぱりそれは隠さずに、誰も怒らないんだから、そういう病気になったことまで。なぜ、何といたしますか、隠そうというか、臭い物にふたをしようとするこの行為が、震災後随分見受けられてきているんですよ。やっぱりそういうことは皆さんにわかってもらって、了承してもらおうということは大事かと思うんです。

それで、東日本の関係なんですけれども、今そういった問題が出ましたので、ついでで今お話聞くんですが、副町長、あるいは町長、戸倉のゴルフ場計画地の土地、町のものになって大分時間が経過しているんですけども、いつ高台防集の入札を発注するんでしょうか。とにかく平成23年8月時点で、あそこの土地の何というか利用計画はもう既に立っておったんです。平成23年8月時点で。住居ゾーンとかいろんなゾーンを地図で示して、議会に出しておったわけです。それは、株式会社ネルソン・キャプタル・パートナーズから町が9,300万円を出して土地を購入しようとした時点で、その計画がもう出しておったわけです。それで町のものになってしばらくするわけで、それなのにまだまだ、途中産業廃棄物が出まして、それだっけすぐ50メートル山際のほうにバックしまして計画変更がすぐになされたわけで、しかしながら本来ならば我が町で防集が一番先に業者に発注するものだなというふうに私は見ておったんですが、いまだに発注をしていないというのは、ここまで来てまだ詳細設計ができないとか何とかという言いわけをするつもりなのかどうか。もう、そういう時期ではないんです。もう既にできているはずなんですから。なぜおくれるんですか。これは副町長、あなたはこの土地を買う際に町長が一言もしゃべらないのにあなただけが答弁をしておった。ネルソン・キャプタル。ヤマナカヒロミチ。役員でもない人を、役員だ役員だと我々に説明しながら9,300万円を出そうとした。それで、いろんな特別委員会でいろんな指摘をした。代理

権限証明書もとる必要がある、委任状もとる必要があると議会で言われてそれを準備して、そしてやろうとした。それが10月3日ですよ、平成23年の。それを9月27日にとった委任状には8月8日付にした。要するに、8月22日に臨時議会で提案して、撤回されて、再提案は8月22日。そういうふうな経緯をもってやってきておったわけですから。それで、その「ヤマカヒロミチの携帯電話の番号を教えろ」と。「なかなか教えられない」と。

とにかく、町が9,300万円を当初出して買おうとしたやり方、書類も全部そろっていない、わけのわからない説明をして、議会が議決を求めようとしてたまたま否決したからよかったものの、とにかくそういうおかしいことは隠そうとする。この震災後、特に。やっとこ何とか町のものになった、寄附する方もいて。その寄附した方に「幾らで買ったのか聞いたのか」と言ったら「聞かなかった」と。それは勝手なんですけど、聞こうが聞くまいが。

それで、なぜこうしてまで町のものになった、時間がたっているのにもかかわらず。何かあるんですか。出せない理由が。例えば、業者がまだ決まっていないとか、やる業者がまだ決まっていないとか、どうなんでしょう。これ担当、副町長、どうなんですか。

○委員長（及川 均君） 副町長。

○副町長（遠藤健治君） 当該地の経緯については、今三浦委員に篤と詳しくお話しでございましたので触れませんが、平成23年12月にご案内のように寄附をいただいております。その後、産廃の問題、いろいろ処理のあり方について時間もかかったことは事実でございます、それとの関係から地域とのいわゆる土地利用のあり方についていろいろ計画変更について話し合いをしてまいりました。

また、あわせてタイミング的に学校施設の整備の問題が途中から入ってまいりまして、そことの関連でさらにまた地域との合意形成を進めるのに時間を費やしたということはそのとおりでございます、今お話しのように間もなく2年にならんとしてございますし、地域の方々は一日も早くという思いも我々はしっかりと認識いたしてございまして、今近々、それが事業化ができるような形で今作業中でございますので、その辺の状況につきましては担当課長から今説明をさせたいというふうに思います。

○委員長（及川 均君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 戸倉地区の概要については今、副町長が申し上げたところでございます。学校関係の配置の問題、そういった部分で土地利用計画が地域と最終的に決まって住民に説明したのが7月でございます。それで、今鋭意詳細設計を詰めているところですが、今の目標では11月には入札公告に付したいという予定で作業を鋭意詰めているところ

ろでございます。

○委員長（及川 均君） 三浦委員。

○三浦清人委員 11月ですか。それまでに業者さんはそれじゃあ決まる予定ですね。そうか、入札を11月。そうですか。私は入札する前に業者さんを決めないと入札が行われないのかなと思ったため、この質問をしているんですけれどもね。そうですか。それまでは決まるんですね、そうしますと。早くやってください。皆さん待っている、戸倉の方々は。当初は「あの土地を議会が否決したためにおくれた」と。「特に歌津の議員たちが」、いいですか、「歌津の議員たちが戸倉の防集に反対している」と、こう言われてきたんですから。だから、改めて言うんです。歌津の議員たちはいち早く、防集を願っているんですから。何とかあなたの方の力で一日も早くやってもらわなくては困りますよ。皆さん困っているんですよ、戸倉の人たち。特に、この戸倉の方々、迫、あそこの何だ災害公営住宅、セブンイレブンでない、（「南方」の声あり）南方のヨ一何あったところに、イトーヨーカ堂とかジャスコがあったところ。そこに行っている方々は、戸倉の方々が多いような、志津川もそうだけれども。1日おけると1人ずつ登米市のほうに希望する方がふえてきているんですよ。私も行って直接聞きました。「とにかく、いつになるかわからないから登米のほうに土地を求める」、あるいは「登米市がつくる災害公営住宅に入居したい」、そういった方々が日増しに多くなってきています。だから、「1日おけると1人ずつ人口が減るよ」というようなことも言っている方もおりますので、とにかく一日も早くやらないと、この町、人口なくなりますよ。そういうこともわかってやっているかと思うんですが。課長に言ったって、課長は上からの指示でやっているんでしょうから。いつごろやれとか。あなた個人の考えでやっているの。そうでないでしょう。個人の考えでやっているんだと思うものだから、職員、課長さんが2番目に偉いとか3番目に偉いと言われるんだってば。あくまでも上からの指示でしょうから。町長、副町長、早くやるように指示してください。終わります。

○委員長（及川 均君） ほかに。（「なし」の声あり）

なければ、15款財産収入から20款町債までの質疑を終わります。

以上で歳入に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。本日は議事の関係上これにて延会することとし、明18日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（及川 均君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明18日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することといたします。
本日はこれをもって延会といたします。

ご苦労さまでした。

午後3時16分 延会